

平成19年9月25日

新城市長 穂積亮次 殿

新城市作手地域審議会  
会長 夏目理知子

新市まちづくり計画の進捗状況について（答申）

平成19年6月21日付け新企～20・4・1で諮問のあった標記の件について、地域審議会に関する事項第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり答申します。

記

集落とは、一定の土地に数戸以上の社会的まとまりが形成された、住民生活の基本的な地域単位であり、市町村行政において扱う行政区の基本単位です。今年4月現在、作手地区においては、65歳以上が5割を超える「限界集落」が28集落中6集落、55歳以上が5割をこえる「準限界集落」が10集落となり、57%余の行政区が冠婚葬祭など社会的共同生活の維持が困難であったり、近い将来担い手が無くなるかもしれない状況にあります。

19年度の答申においては、上記の現実を念頭に置き、20年度特に重点的に対処されるよう願うものであります。

1 自然環境の保全と共生のまちづくり

- ・担い手不足と高齢化により放置された森林の問題は山林が市域の83.6%を占める本市にとって、重要な問題です。積極的に間伐や混交林化を推進するため、市は国や県とタイアップしながら民間のノウハウも最大限に活用し、水源林対策の先進地となるよう計画的な施策を展開するよう要望します。
- ・間伐や後継者対策など森林施業全般において、所有者の理解のもと、ボランティアやNPO等のバックアップを積極的に得ながら整備するよう要望します。

- 2 活力あふれる産業振興のまちづくり
  - ・農林業における高齢化及び過疎化に歯止めをかけるため、現在農業を営む中核農家に対する経営基盤を整備し、担い手を育成しながら、定年就業を含む新規就業者に対する支援を、全庁挙げて取り組むことを要望します。
- 3 潤いと快適の住環境をめざすまちづくり
  - ・地域情報化計画によりCATV事業が始まりましたが、今後市が取り組む大きな事業については、高齢者世帯に対するケアなど、あらゆる情報が末端まで均一に届くような行政サービスの徹底について努力するよう要望します。
  - ・過疎化が進む中、高齢者や交通手段を持たない地域住民の利便を図るため、3地区をネットワーク化した市営バス路線網を整備するよう要望します。
- 4 健康と安全・安心のまちづくり
  - ・公設公営の総合的な病院としての継続と、今まで以上に市民に密着した魅力のある市民病院とするため、現状を打破する先進的な制度の検討を要望します。
  - ・今後変わることはない作手診療所の運営と現在の作手地区にマッチした住民検診を継続するよう要望します。
- 5 個性を磨く教育・文化のまちづくり
  - ・教育をまちづくりの重点事項として認識し、学校教育予算の減額を抑えて、学校や父兄に負担を掛けない配慮をすることを要望します。
  - ・作手歴史民俗資料館の管理運営については、早急にボランティア組織を立ち上げるとともに、資料館が作手地区の特性を生かした個性あふれる生涯学習の場となり、他の資料館と同等の施設として、管理運営されることを要望します。  
また、各資料館同士の連携を強化するなど、展示等のレベルを上げるよう要望します。
  - ・図書館情報システム及び分館ネットワークについては、市民の声を十分取り入れながら早期に構築するよう要望します。
- 6 住民参加と協働のまちづくり
  - ・地域自治組織は、合併協議において調査研究することを確認しています。  
地域自ら地域のことを決定し実行する地域自治組織が、集落機能を補完

し合併後の地域格差是正に寄与するためにも、実現に向けて努力するよう要望します。

- ・ボランティア、NPOなど、住民自らが行政に参加する「住民自治」のまちづくり推進のため、早期に「市民自治条例」を制定することを要望します。

#### 7 健全な行財政運営をめざすまちづくり

- ・合併後行政が住民から離れてしまった印象があります。行政が地域の情報を把握し政策に反映するため、総合計画に掲げる重点戦略プロジェクトの一つである「地域担当制度」を、極力最小地区で設定し、多種多様な市民ニーズに応えるため、また、地域の活性化のためにも確実に制度化するよう要望します。

#### 8 その他

- ・合併後各地域の個性というものが、統一・バランス・公平性という言葉で掻き消される傾向にあります。旧作手村が実施してきた地域固有の事業については、地域の歴史、特性及び経緯を十分に理解尊重し、発展的な実施に向け継続されるよう要望します。

また、18年度積み立てた「まちづくり基金」を有効活用し地域格差を解消するためにも、早い段階で取り崩し後の用途について決定し、住民に周知するよう要望します。

- ・合併当初と比較すると総合支所の職員は大幅に減少しています。年度当初に発表される組織と機構は、市としての説明責任を果たしておらず、一方的に周知され住民不在の状況となっています。総合支所（組織・建物）の今後のあり方については、市役所における総合支所の位置づけを明確にし、あるべき姿を早い段階で住民に示すことを要望します。
- ・部長職である総合支所長の権限が総合支所において、全く無いに等しく思われる現在の状態では、支所業務が円滑に進められるか、住民にとって不安材料の一つであることから責任（権限）を持たせ、行政サービスが低下しないよう要望します。